防災救助物資整備事業　9.1.3.005

費用･･･1,009 千円

必要理由

災害が発生した場合、災害発生直後における食料や生活必需品等を確保しておくことは、町民の最低限の生活を維持するためにも極めて重要である。適切な災害対応を図るため、非常食及び避難所機能維持に必要となる資機材等の確保を年次的かつ計画的に行う。

備蓄食料の現状と非常用トイレの増備

＜避難者１日当たりの必要備蓄数　算定＞

R7.9.19

	保存期間	町備蓄が必要な避難者(1,000人＋対応職員100人)	1人当たりの必要数	必要備蓄数	1日当たりの必要量	必要公的備蓄数	町の備蓄在庫	町備蓄での対応可能日数	必要公的備蓄数に対する町備蓄の不足量	購入単価	不足分購入費用	必要公的備蓄数購入総額	必要量購入総額/保存期間
食料（主食、主菜、副菜のセット）※350円、500円、350円	5年	1,100人 2食	1 食/[人・日]	1日分	1,100食	**1,100食**	1,100食	1.00日	0食	1,200 円/食	追加購入不要	1,320,000 円	264,000 円/年
非常用食料（副食）ビスコ、ゼリー飲料など	5年		1 食/[人・日]	1日分	1,100食	**1,100食**	1,192食	1.08日	92食	350 円/食	追加購入不要	385,000 円	77,000 円/年
災害トイレ処理セット（袋・凝固剤のセット）	15年	1,100人	5 回/[人・日]	3日分	5,500回	**16,500回**	4,000回	0.73日	△ 12,500回	100 円/回	1,250,000 円	1,650,000 円	110,000 円/年
トイレットペーパー			4 m/[人・日]	3日分	4,400m	**13,200m**	8,640 m	1.96日	△ 4,560m	50 円/個	7,600 円	22,000 円	－

※ トイレ1日5回根拠：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）
※ トイレットペーパー1回0.8m根拠
（2016 日本レストルーム工業会「温水洗浄便座の使用とトイレットペーパーの使用に関する実態調査結果」）

※トイレットロール
30m W 96個
60m S 96個

1回0.8m使用
1ロール30m×12個入
600円で想定

3年計画で不足分を調達（R7:4,500個、R8,9:各4,000個）

＜トイレ備蓄の考え方＞

仮設トイレの設置は発災後3日以降から順次充足されるのが基本であり、**発災後3日目までにおいては、携帯トイレ、簡易トイレでの対応が必要**となる。

また、携帯トイレについては、日常的に消費する食料等と違い、流通在庫及び広域応援による入手が困難であると考えられるため、国のプッシュ型支援が到着する**発災後72時間までにおける必要量を公的備蓄とする**。

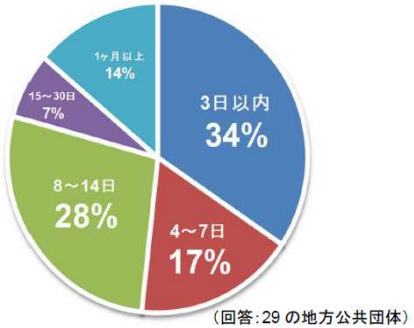

（回答：29 の地方公共団体）

図 2-1　仮設トイレが避難所に行き渡るまでに要した日数

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所（2013）
「東日本大震災 3.11 のトイレ
―現場の声から学ぶ―」

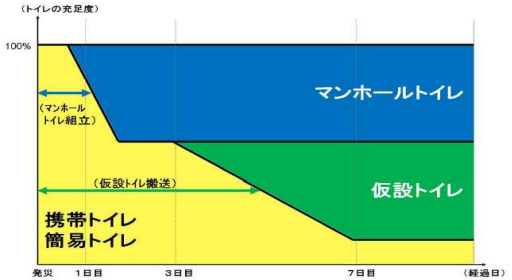

図 2-3　トイレの充足度のイメージ図

出展：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン2021年版

防災救助物資整備事業

9.1.3.005

＜基本的な考え方＞

（1）家庭備蓄

各家庭で3日分以上の食料や生活必需品等を備蓄する。

（2）公的備蓄

● 基準となる数　避難者数　1,000人、職員数100人

ア　食料品　　災害発生から概ね12時間から1日分（2食）を目途に提供できるようにする。

・主食	米飯700食、パン400食	計1,100食
・主菜	缶詰、レトルト食品	計1,100食
・副菜	野菜ジュース、卵スープ、みそ汁	計1,100食
・副食	ビスコ、ビスケット、ゼリー飲料	計1,100食
・乳幼児用ミルク	ｽﾃｨｯｸﾀｲﾌﾟ　0-1歳児用400食（約5,200g）、1-3歳児用400食（約5,600g）を備蓄する。計　800食	
・離乳食		計24食

防災救助物資整備事業　【企画－18】

＜基本的な考え方＞

（2）公的備蓄

ア　食料品

非常用トイレ

使い捨てカイロ

備品名	保存期間	R8年度	
		購入個数	金額
アルファ米　白米	5Y	150	48,600
アルファ米　五目ごはん	5Y	100	41,040
※カレーライスセット	5Y	210	151,200
保存用パン	5Y	216	84,240
卵スープ	5Y	200	58,320
みそ汁	5Y	200	58,320
野菜ジュース	5Y	210	38,102
育児用ミルク（0～1歳）	1.2Y	400	28,469
育児用ミルク（1～3歳）	1.2Y	400	21,427
離乳食(7カ月～)	1.5Y	24	4,968
非常用トイレ	15Y	4,000	374,000
使い捨てカイロ	5Y	40	3,300

防災救助物資整備事業

＜基本的な考え方＞

(2)公的備蓄

● 基準となる数　避難者数　1,000人、職員数100人

イ　非常用(簡易)トイレ

1人あたり大小便1日5回、3日分(災害発生4日以降にはトイレ充足)を用意

5回×3日×1100人＝16,500回

令和６年度までの在庫数　4,000個

令和７年度購入数　4,500個

令和８年度購入数　4,000個

令和９年度購入数　4,500個

備品名	R8年度	
	購入個数	金額
非常用トイレ	4,000	440,000

2次避難所一覧

	施設					構造				地震			収容人員	A÷50		C－B	保有設備			備考		
	住所	電話	FAX	管理者名	所有者	構造	階数	面積（㎡）	建築年	耐震性有	補強年度	二次避難対象区	長期的な避難（2㎡）A	長期的な避難時個室トイレ必要数B	個室トイレ設置数C	個室トイレ過不足数D	入浴・シャワー	給食設備	特設公衆電話の回線数		地震	洪水
																				指定緊急避難場所		
農村環境改善センター	字中央 306－３	0125-76-4233	0125-76-3223	教育委員会 事務局長	町	RC	Ｆ２		Ｓ57	○		みどり	312	7	9	2			2			
新十津川農業高等学校体育館	字中央 13	0125-76-2621	0125-76-2292	北海道教育委員会	道	SRC	Ｆ１		Ｈ18	○		青葉	299	6	20	14	○		1	非常用発電機（33KVA）があり、電源で照明、暖房、ボイラー可能		
新十津川小学校体育館	字中央 520－１	0125-76-2505	0125-76-3477	教育委員会 事務局長	町	RC	Ｆ３		Ｓ56	○	H 23	文京	854	18	31	13			2	体育館（780人・390）灯油 非常用電源、発電機のレンタル必要	○	○
新十津川中学校体育館	字中央 25	0125-76-2161	0125-76-2162	教育委員会 事務局長	町	RC	Ｆ３		Ｓ46	○	H 22	菊水	615	13	38	25			1	体育館（576人・288） 非常用電源は発電機のレンタル必要	○	○
新十津川中学校武道場	字中央 28-1	0125-76-4098		教育委員会 事務局長	町	S	Ｆ１		Ｈ24	○		中央	171	4	6	2			1	非常用電源は発電機のレンタル必要	○	○
児童館	字中央 534－13	0125-76-2402	0125-76-2402	保健福祉課長	町	RC	Ｆ２		Ｈ５	○		大和	170	4	7	3		○	1	非常用電源は発電機のレンタル必要	○	○
スポーツセンター	字総進 187－２	0125-76-3390	0125-76-3390	NPO法人新十津川町体育協会理事長	町	SRC	Ｆ１		Ｈ１	○		橋本 弥生 花月 総進 徳富	827	17	14	△ 3			2	非常用電源は発電機のレンタル必要 ※エアコンは事務所のみ有り	○	○
											合計		3,248	65	125							

3 トイレの個数

市町村は、スフィア基準に沿って

・災害発生当初は、避難者 **50 人当たり 1 基**

・その後、避難が長期化する場合には、**20 人当たり 1 基**

・女性用と男性用トイレの比率　3 ： 1

・トイレの平均的な使用回数は、 1 日 5 回

として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成すること。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

以下は、過去の災害におけるトイレの数と、国内、国連等によるトイレの目安数について抜粋したものである。

■過去の災害における仮設トイレの数

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基	左記の数量が配備された段階で苦情が殆どなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約 120 人～140 人に 1 基	不足気味

（出典）震災時のトイレ対策（(財）日本消防設備安全センター1997 年発行）

○国内のトイレに関する基準（令和三年十二月一日改正）

事務所衛生基準規則（昭和四十七年労働省令第四十三号）（抄）

（便所）

第十七条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

一　男性用と女性用に区別すること。

二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
六十人以内	一
六十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数